



平成 29 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 日立工機株式会社
代表者名 執行役社長 前原修身
(コード番号 6581 東証第 1 部)
問合せ先 広報戦略室長 宮根康徳
(TEL. 03-5783-0601)

会 社 名 HK ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 ウィリアム・ジャネッツチェック
(TEL. 03-6268-6000)

HK ホールディングス株式会社による「日立工機株式会社株券等（証券コード 6581）に対する公開買付けに関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

HK ホールディングス株式会社が平成 29 年 1 月 13 日付で公表した「日立工機株式会社株券等（証券コード 6581）に対する公開買付けに関するお知らせ」（同月 27 日付で公表した「日立工機株式会社株券等（証券コード 6581）に対する公開買付けの実施及び『日立工機株式会社株券等（証券コード 6581）に対する公開買付けに関するお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ」による訂正を含みます。）につき、一部記載の訂正がございましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、HK ホールディングス株式会社（公開買付者）が、日立工機株式会社（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

平成 29 年 2 月 28 日付「『日立工機株式会社株券等（証券コード 6581）に対する公開買付けに関するお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ」

平成 29 年 2 月 28 日

各 位

会社名 HK ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 ウィリアム・ジャネッツチェック
電話番号 03-6268-6000

**「日立工機株式会社株券等（証券コード 6581）に対する公開買付けに関するお知らせ」の一部訂正
に関するお知らせ**

1. 平成 29 年 1 月 13 日付プレスリリースの一部訂正について

平成 29 年 1 月 13 日付で公表した「日立工機株式会社株券等（証券コード 6581）に対する公開買付けに関するお知らせ」（同月 27 日付で公表した「日立工機株式会社株券等（証券コード 6581）に対する公開買付けの実施及び『日立工機株式会社株券等（証券コード 6581）に対する公開買付けに関するお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ」による訂正を含みます。）につき、一部記載の訂正がございますので、お知らせいたします。なお、下線部が訂正箇所となります。

【訂正前】

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付け等の概要

<前略>

(注) 「所有割合」とは、対象者が平成 28 年 11 月 11 日に提出した第 95 期第 2 四半期報告書（以下「対象者四半期報告書」といいます。）に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（123,072,776 株）から、同日現在対象者が所有する自己株式数（21,681,655 株）を控除し、対象者が平成 28 年 6 月 24 日に提出した第 94 期有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された平成 28 年 5 月 31 日現在の本新株予約権（388 個）の目的となる対象者株式の数（38,800 株）を加えた株式数（101,429,921 株。以下「対象者総株式数」といいます。）に対する、該当する対象者株式の数（本新株予約権の目的となる対象者株式の数を含みます。）の割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じとします。なお、対象者によれば、本日現在の本新株予約権の数及びその目的となる対象者株式の数は、平成 28 年 5 月 31 日から変動はないとのことです。

<中略>

対象者が本日公表した「HK ホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本日開催の取締役

役会において、公開買付者からの提案を踏まえ、本取引の一環として、本公開買付けの成立を条件に、平成29年1月29日を基準日（以下「本特別配当基準日」といいます。）、平成29年3月31日を効力発生日（注）として、対象者株式1株当たり580円（源泉徴収税額控除前、以下同じとします。）の剰余金の配当（以下「本特別配当」といいます。）を行う旨の決議を実施したとのことです。なお、本特別配当の支払は、本公開買付けに係る決済の開始日の後、速やかに行われる予定であるとのことです。本特別配当につきましては、対象者が本日公表した「剰余金の配当（特別配当）、剰余金の配当（特別配当）に関する基準日設定及び平成29年3月期（第95期）配当予想の修正に関するお知らせ」もご参照ください。

（注）本特別配当の実施は、本公開買付けの成立を条件としているため、本公開買付けに係る買付け等の期間が延長となった場合には、本特別配当の効力発生日も当該延長後の買付け等の期間終了以降の日に変更する予定とのことです。

<後略>

【訂正後】

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付け等の概要

<前略>

（注）「所有割合」とは、対象者が平成28年11月11日に提出した第95期第2四半期報告書（以下「対象者四半期報告書」といいます。）に記載された平成28年9月30日現在の発行済株式総数（123,072,776株）から、同日現在対象者が所有する自己株式数（21,681,655株）を控除し、対象者が平成28年6月24日に提出した第94期有価証券報告書（対象者が平成29年2月28日に提出した当該有価証券報告書の訂正報告書により訂正されたもの。以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された平成28年5月31日現在の本新株予約権（388個）の目的となる対象者株式の数（38,800株）を加えた株式数（101,429,921株。以下「対象者総株式数」といいます。）に対する、該当する対象者株式の数（本新株予約権の目的となる対象者株式の数を含みます。）の割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じとします。なお、対象者によれば、本日現在の本新株予約権の数及びその目的となる対象者株式の数は、平成28年5月31日から変動はないとのことです。

<中略>

対象者が本日公表した「HKホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本日開催の取締役会において、公開買付者からの提案を踏まえ、本取引の一環として、本公開買付けの成立を条件に、平成29年1月29日を基準日（以下「本特別配当基準日」といいます。）、平成29年3月31日を効力発

生日（注1）として、対象者株式1株当たり580円（源泉徴収税額控除前、以下同じとします。）の剰余金の配当（以下「本特別配当」といいます。）を行う旨の決議を実施したとのことです。なお、本特別配当の支払は、本公開買付けに係る決済の開始日の後、速やかに行われる予定であるとのことです。本特別配当につきましては、対象者が本日公表した「剰余金の配当（特別配当）、剰余金の配当（特別配当）に関する基準日設定及び平成29年3月期（第95期）配当予想の修正に関するお知らせ」もご参照ください。また、対象者が平成29年2月28日付けで公表した「臨時決算並びに『剰余金の配当（特別配当）、剰余金の配当（特別配当）に関する基準日設定及び平成29年3月期（第95期）配当予想の修正に関するお知らせ』及び『HKホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ」（注2）も併せてご参照ください。

（注1）本特別配当の実施は、本公開買付けの成立を条件としているため、本公開買付けに係る買付け等の期間が延長となった場合には、本特別配当の効力発生日も当該延長後の買付け等の期間終了以降の日に変更する予定とのことです。

（注2）対象者は、本特別配当の総額が分配可能額を超える可能性があることが判明したことに伴い、本特別配当の実施にあたって、対象者（単体）の平成29年3月期第3四半期までの累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）の利益を分配可能額に算入し、分配可能額を確保するため、平成28年12月31日を臨時決算日とする臨時決算を行ったとのことです。

<後略>

2. その他

本プレスリリースは、本公開買付け及び以平成29年1月13日付プレスリリースの一部訂正を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付け説明書をご覧ください。株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としております。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同法の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及び対象者のフィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人は、その通常のセカンダリー業務の範疇において日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、自己及び顧客の勘定で対象者の株式を買い付ける可能性があり、公開買付者は、かかる買取りや買付けを了解しています。かかる買取り又は買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買取りを行った対象者、又は当該買付けを行ったフィナンシャル・アドバイザー若しくは公開買付代理人のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

以上